~ 医療機関の皆様へ ~

診断書記載要領

◆ 診断書利用の目的

大分あったか・は一と駐車場の利用証の交付を希望する方(患者様)の歩行困難等の状況などを確認するために利用します。

大分あったか・は一と駐車場制度とは?

県に登録された公共施設や病院、商業施設等に設置する障害者等用駐車区画の適正利用を図るため ・障がい者 ・介護が必要な高齢者 ・妊産婦 ・けが人 など 歩行が困難と認められる人などに限定して利用証を交付する制度です。

医師から「歩行が困難である」または「駐車場等を利用するための配慮が必要である」と 診断されていることが必要です。

※ 県に提出された診断書は「大分あったか・はーと駐車場利用証」の発行目的以外には使用いたしません。

◆ 診断書の提出が必要な方

利用証の交付対象基準に該当していないが、以下の理由のため利用証を希望される方

- 1 けが人 歩行が困難である方(車いす又は杖等を使用)
- 2 その他
 - ① 病気等により歩行や車の乗降が困難であり、移動の際に特別な配慮が必要である と医療機関、療育機関が認めた方
 - ② 歩行困難以外の事情により駐車場の利用に特別な配慮が必要であると医療機関、療育機関が認めた方

◆ 必要な診断内容



- ① 患者様の住所・氏名・生年月日
- ② 傷病名
- ③ 配慮が必要と認める具体的な状況
- ④ 配慮が必要な期間
- ⑤ 医療機関の名称・医師名・押印(自署の場合は省略可)

※ 診断書は指定様式のものを使用するか、内容が同じであれば病院専用のもので構いません。

記載要領 ~ ③配慮が必要と認める具体的な状況

移動する際の具体的な身体的状況等を記載してください。以下記載例

- 1 けが人
 - 松葉杖を使用しており歩行や車の乗降が困難である。
- 2 病気で歩行困難である方 動作緩慢と姿勢調整機能の障害により歩行に支障をきたしている。
- 3 駐車場利用に特別な配慮が必要な方 突発的な飛び出しや座り込みが見込まれ、駐車場における行動に危険が伴う。

記載要領 ~ ④配慮が必要な期間

- ・治療に必要な期間、歩行困難である状態が終了するまでの期間を記載してください。
- ・利用証は、配慮が必要な期間を期限として発行いたしますが、配慮が必要な期間の記載がない場合は、最長1年間で交付します。
- ・病気の方で「現在の状況が永続する」の場合は無期限で発行します。
- ・けが人の場合は、最長で1年間です。(無期限はありません。)

疑問点、不明点があれば下記まで問い合わせしてください。